島根県林地開発許可事務取扱要綱

平成12年3月31日付け森発第455号

最終改正 令和5年3月17日付け森第1249号

(要旨)

第1条 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2に基づく林 地開発許可制度に係る取扱については、同法施行令(昭和26年政令第276号。以下「政 令」という。)及び同施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(開発行為の許可申請)

第2条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 林地開発許可申請書(以下「申請書」という。様式1)を知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、別表1に掲げる書類を添付しなければならない。

(申請の取り下げ)

第3条 申請者は、許可を受ける前に事業を取りやめるときは、許可申請の取り下げ届(様式2)を、知事に提出しなければならない。

(許可申請の審査)

第4条 知事は、申請書を受理したときは、別に定める審査基準に基づき審査し、林地開発行為の適否の判定及び許可に当たって附する条件について検討を行うものとする。

(許可に当たっての意見聴取)

第5条 知事は、開発行為の許可をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとと もに、必要に応じて島根県森林審議会に諮問するものとする。

(許可等の通知)

第6条 知事は、許可の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(開発行為の着手届等)

- 第7条 林地開発の許可を受けた者(以下「開発行為者」という。)は、開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届(様式3)を、知事に提出しなければならない。
- 2 開発行為者は、開発行為が終了するまでの間、適切な場所に林地開発許可標識 (様式 4)を設置しておかなければならない。

(施行状況の報告等)

第8条 開発行為者は、毎年5月末日現在の施行状況について、林地開発行為施行状況報告書(様式5)により、6月10日までに知事に報告しなければならない。

(開発行為の重要な変更)

- 第9条 開発行為者は、別表2に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ林 地開発変更許可申請書(以下「変更申請書」という。様式6)を、知事に提出し許可を 受けなければならない。
- 2 前項の変更申請書は、別表1に掲げる書類を添付し、変更の部分及びその内容を明確 にしなければならない。
- 3 第3条ないし第8条の規定は第2項の申請について準用する。

(開発行為の軽微な変更)

- 第10条 開発行為者は、別表2に掲げる軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ林 地開発行為変更届(様式7)を、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、第4条の規定に準じた審査等を行い、適当と認めたときは、その旨を開発行 為者に通知するものとする。

(開発行為の一時中止)

- 第 11 条 開発行為者は、許可に係る開発行為を一時中止しようとするときは、遅滞なく森林の機能回復及び防災施設の設置等の措置を講じた後、林地開発行為一時中止届(様式8)を、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の提出があったときは、必要な措置の実施状況について現地調査を実施 し、適当と認めたときは、その旨を開発行為者に通知するものとする。
- 3 開発行為者は、一時中止した開発行為を再開しようとするときは、林地開発行為再開 届(様式9)を、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の提出があったときは、現地調査を実施し、適当と認めたときは、その 旨を開発行為者に通知するものとする。

(開発行為の廃止)

- 第12条 開発行為者は、許可に係る開発行為を行わないか又は開発行為に係る森林の面積 が当該開発目的の許可を要する面積以下となったときは、林地開発行為廃止届(様式10) を、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の提出があったときは、必要な措置の実施状況について現地調査を実施 し、適当と認めたときは、その旨を開発行為者に通知するものとする。

(開発行為の承継)

- 第 13 条 開発行為の地位の承継をした者は、次の書類を添付のうえ、林地開発行為者の地 位承継届(様式 11)を、知事に提出しなければならない。
 - (1) 地位を承継したことが明らかとなる書類
 - (2) 林地開発行為の施行能力が明らかとなる書類
 - (3) 残置森林等の管理に関する誓約書
- 2 知事は、前項の提出があったときは、受理した旨を開発行為者に通知するものとする。

(開発行為中の災害等)

- 第14条 開発行為者は、開発行為の期間中、災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 開発行為者は、開発行為の施士行期間中に災害が発生したときは、直ちに必要な応急措 置を講じるとともに、速やかに災害発生届(様式12)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の届を受理したときは、現地調査により災害発生の確認をし、その旨を 開発行為者に通知するものとする。
- 4 開発行為者は、災害復旧計画をたて、その計画に基づき災害復旧措置を講じなければならない。
- 5 開発行為者は、復旧措置が完了したときは、災害復旧工事完了届(様式 13) を知事に 提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の届を受理したときは、現地調査により復旧措置の確認をし、適当と認めたときは、その旨を開発行為者に通知するものとする。

(違反行為に対する措置)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する開発行為を発見したとき、又は関係機関等からその の旨の連絡を受けたときの取扱については別に定める。
 - (1) 無許可による開発行為
 - (2) 許可条件に違反した開発行為
 - (3) 偽りその他の不正な手段により許可を受けた開発行為

(開発行為の完了確認等)

- 第 16 条 開発行為者は、開発行為を完了したときは、林地開発行為完了届(様式 14) を 知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の提出があったときは、あらかじめ開発行為者に通知のうえ、許可内容 に基づき完了確認調査を行うものとする。

3 知事は、完了したことを確認し適当と認めたときは、その旨を開発行為者に通知する ものとする。

(台帳等の整備)

第17条 知事は、台帳等を整備し、開発行為の処分内容及び処理経過を整理しておくものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過規定)

この要綱の施行前に旧島根県林地開発許可事務処理要領の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

(経過措置)

令和5年4月1日前に許可された開発行為(施行前に許可され、施行後に変更許可され た開発行為を含む。)については、なお従前の例による。

申請書に添付する書類等

番号		図面の縮尺			
1	林				
2	位記				
	ļ 	1/50,000			
	j				
3	区计	区域図			
		開発行為に係る森林の区域、残置する森林の区域、その他の土地 1/5,000			
	の区域を示す図面				
4	現	現況写真			
	開発行為をしようとする森林の現況を示す写真				
5	計				
	1				
	2	2 面積一覧表 (土地に関する権利の取得状況)			
		1 用地面積内訳表			
		2 利用目的別面積一覧表			
	3				
	4				
	5				
	6	流出土砂貯留施設計画計算表			
	7	工程表			
	8	その他の防災施設の設計根拠資料			
6	関係他法令許認可手続き状況				
7	土地使用の権利を証する書類				

8	協力	定締結状況	
	1		
	2	その他関係者との協定書	
9	申詞		
	1	資金計画書(事業計画書に記載する場合は、事業計画書の提出	
		をもって代えることができる。)	
	2	資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合	
		は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資	
		金の調達方法に応じ添付する。)	
	3	決算報告書等(貸借対照表・損益計算書)	
	4	納税証明書	
	5	事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴	
		とすることができる。)(任意様式)	
	6	法人の登記事項証明書、定款(法人の場合)、住民票等(個人	
		の場合)	
10	施征	行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する	
書類(申請書「開発行為の施行体制」に記		頃(申請書「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災	
	施調	設の設置に関わる者に関する書類を添付する。)	
	1	建設業法許可書(土木工事業)	
	2	事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴と	
		することができる。)(任意様式)	
	3	預金残高証明書	
	4	 防災措置を講ずる施行者の能力に関する申告書(各税別の納税証 	
		明書等を添付する。)(参考様式を参照)	
11	現法	况図	

	地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共			
	施設の位置、法令の規制区域等を示す図面			
12	流域現況図			
	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河川の位置、開発に			
	伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点			
	の位置等)等を示す図面			
13	丈量図	1/500		
	1 地番、地目、所有者、開発行為に係る森林の区域、残置する	~1/2 , 000		
	森林の区域、その他の土地の区域を表示した実測図面			
	2 利用目的別に区分し、開発行為に係る森林の区域、残置する森			
	林の区域、その他の土地の区域を表示した実測図面			
14	利用計画図	1/500		
	開発行為完了後の施設及び工作物の位置、法面の位置等を示す図面	\sim 1/2,000		
15	法面の断面図	1/100		
	法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤及び法面保護の方法を示			
	す図面			
16	土工量計算図等	1/500		
	土量及び土砂の移動方向を示す図面	~1/2 , 000		
17	防災施設等配置図	1/500		
	防災施設一覧表に掲げた防災施設等(工事中及び工事後)の配置	\sim 1/2, 000		
	を示す図面			
18	防災施設等設計図	1/20		
	防災施設等(擁壁、堰堤、排水施設、導水路、貯水池、洪水調整	∼ 1/200		
	池等)の構造を示す図面			
19	その他必要な図面	任 意		

別表 2

開発行為の変更に係る取扱基準

区分	変更の内容	取	扱		
重要な変更	変更 変更の内容が、次のいずれかに該当するとき				
	1. 開発行為の目的の変更				
	(1) 当初の開発行為の目的の変更又は他の目的を付加				
	する場合 2. 面積の著しい変更 (1) 開発行為に係る森林の区域が、1 ha を超えて増加 するとき				
	(2) 開発行為に係る森林の区域が、当初許可面積の 20 %を超えて増加するとき (3) 開発行為に係る森林の区域の増加により、県森林審				
	議会への諮問を要するとき				
	3. 重要な防災施設に係る変更 (1) 重要工作物(堰堤、擁壁、調整池等)を新設または 廃止するとき				
	4. 着手時期の著しい変更				
	(1) 現に有効な許可に係る開発行為の着手の時期が、5				
	年を超えて延期となるとき				
軽微な変更	変更の内容が、重要な変更のいずれにも該当しないとき	変 更	正 届		